明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○放送法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一一四）　一
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**二八）　二
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三〇）　二

〔告　示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示をする件（**総務**四六〇）　三
○登録証明機関の名称及び事務所の名称を変更した件（**同**四六一）
○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（**同**四六二）
○除籍の一部が滅失した件（**法務**四六六、四六七）
○著作権法第三十七条第三項の指定を受けた法人の名称変更の届出の件（**文化庁**六九、七〇）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**三〇六四～三〇六八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**三〇六九、三〇七〇）
○土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一二三四）　五
○自動車の装置の型式を指定した件（**同**一二三五～一二五五）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消をした件（**観光庁**二〇）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**二一九）
○道路に関する件（**関東地方整備局**四九七、四九八）　八
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**福岡県公安委**三三六）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**佐賀県公安委**八）　九
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**長崎県公安委**三八）
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**熊本県公安委**一九）

〔国会事項〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示三、四、宮崎同五）　一一

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　一一〇

〔皇室事項〕　一一〇

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　一一〇

省　令

○総務省令第百十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条、第百二十一条及び第百二十二条の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十七日

総務大臣　新藤　義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十三条」の下に「・第百二十三条の二」を加える。

第百二十三条第一項中「移動受信用地上基幹放送」の下に「（デジタル放送の標準方式第四章第二節及び第三節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「中継局」を「放送局」に改め、「除く。）」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第四項中「中継局」を「放送局」に改め、「中継回線設備」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第五項中「超える中継局」を「超える放送局」に、「非再生中継方式の中継局」を「非再生中継方式のもの」に改め、「除く。）」の下に「及び当該放送局の送信設備」を加え、同条第六項中「中継局」を「放送局」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条を第百二十三条の二とし、第四章第五節第一款第四目中同条の前に次の一条を加える。

第百二十三条　第百五条第二項、第百十二条及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。

2　第百四条、第百七条第三項、第百八条、第百十二条第二項及び第百十五条の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる空中線電力三ワット以下の放送局への送信に係る中継回線設備（人工衛星に設置されるものを除く。）及び当該放送局の送信設備について適用しない。